

地価調査と地価公示について

区 分	令和 2 年 度 地 価 調 査	令 和 2 年 地 価 公 示
根 拠 法 令	国土利用計画法施行令 (昭和 49 年政令第 387 号) 第 9 条第 1 項	地価公示法 (昭和 44 年法律第 49 号)
実 施 主 体	宮 城 県	国 (土地鑑定委員会)
価 格 の 名 称	標 準 価 格	公 示 価 格
地 点 (画地) の 名 称	基 準 地	標 準 地
調 査 対 象 区 域	県内全域 (35 市町村)	公示区域 (33 市町村)
調 査 方 法	県が基準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該基準地の単位面積当たりの標準価格を判定する。	国 (土地鑑定委員会) が標準地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行って、当該標準地の単位面積当たりの公示価格を判定する。
県内の調査地点数	宅地及び宅地見込地 385 地点 林 地 20 地点 計 405 地点	宅 地 575 地点 計 575 地点
価 格 の 判 定 基 準 日	令 和 2 年 7 月 1 日	令 和 2 年 1 月 1 日
公 表 月	令 和 2 年 9 月	令 和 2 年 3 月